

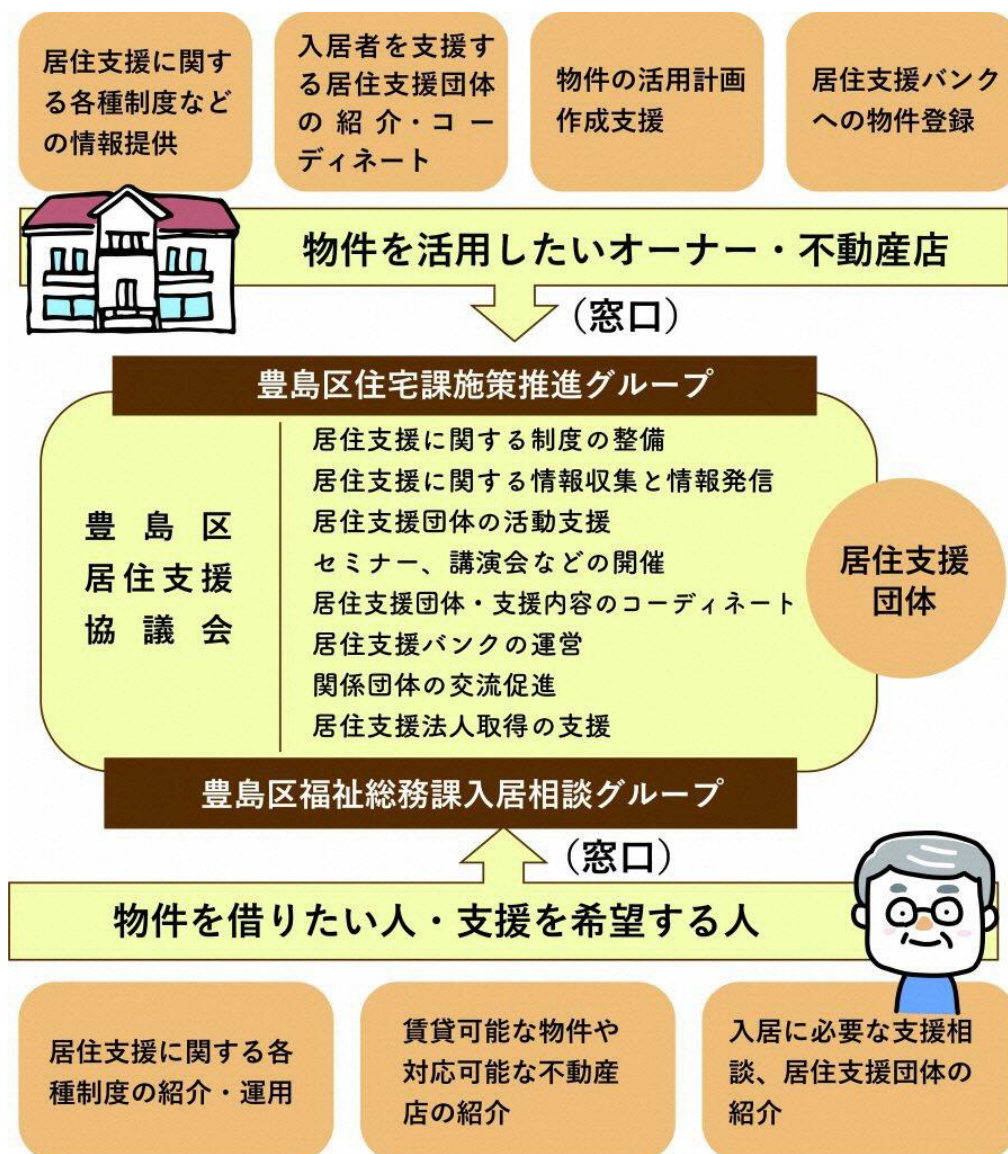
【議案】令和5年度事業計画及び予算について

1. 令和5年度活動の目標

豊島区居住支援協議会では、市場での住宅確保要配慮者の入居支援を強化し、登録団体が豊島区で居住支援活動を円滑に実施するための環境整備の促進を行ってきた。

令和5年度は、居住支援バンクの新システム等令和4年度からの事業の定着と一層の推進に取り組むこととし、協議会会員との協力のもと、住宅確保要配慮者に身近な地域での居住支援の認知度を高めながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない物件の確保と居住支援を行う登録団体への支援を強化する。

図 ネットワークによる居住支援のしくみ（豊島区居住支援協議会 HP）



2. 新たに取り組む事業

(1) 高齢者の居住支援を進める仕組みづくり

高齢者が安心して暮らし続ける住環境の整備にむけて、法整備や保険対応が進められており、官民での見守り強化も進められているが、賃貸住宅入居忌避は払拭されていない。入居忌避の原因として、家賃滞納、室内外死亡等によって入居後の安定した暮らしに懸念があることがリスクとして指摘されており、高齢者独居率が高い豊島区では、賃貸住宅に入居中の世帯を含めて、見守りと緊急時対応の普及と一層の仕組みづくりが求められている。

オーナー及び不動産店向けのセミナーを通して、居住支援協議会の活動を含め、地域包括支援センター事業、高齢者緊急通報システム事業等の周知と合わせて、緊急時に備え、高齢者の住む賃貸住宅管理者情報と福祉部局の持つ情報の相互提供によるリスク低減対策を実務者レベルで検討する。

■活動の目標

活動の目標	現 状	目 標
オーナー及び不動産店向けセミナーの開催	0 回	1 回

3. 強化する事業

(1) セーフティネット専用住宅の供給、としま居住支援バンクの登録の促進及び入居支援にかかるサービスの周知

セーフティネット専用住宅の登録数及び、としま居住支援バンクへの物件登録数を大きく増加させるためには、不動産店やオーナーの住宅セーフティネット制度への理解と共感が必要となっている。不動産店やオーナーのリスクある住宅確保要配慮者の対する不安を解消し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の敷居を下げるため、豊島区高齢者等入居支援協力店、居住支援事業協力店への訪問やヒアリングなどあらゆる機会を通じて、居住支援活動団体による居住支援や、国・東京都・豊島区の福祉的制度を積極的に周知するとともに、登録団体による物件活用等による支援する。

令和4年度にシステムを更新したとしま居住支援バンクについては、システムの安定的な運用と合わせて、一層の普及啓発を進める。

■活動の目標

活動の目標	現 状	目 標
としま居住支援バンク登録戸数	5 戸	50 戸
セーフティネット専用住宅供給戸数※	25 戸	50 戸
(新) 豊島区高齢者等入居支援協力店に向けた制度の周知・理解の促進	0 店舗	12 店舗

※豊島区住宅マスタープラン（平成31年3月策定）では、令和5年度までに50戸の供給を目標としている。

(2) 居住支援の包括的なネットワーク体制の構築

令和5年度は、日本女子大定行研究室と連携し、登録団体等の居住支援に係る団体、地域包括支援センターをはじめとする豊島区関連部局、豊島区民社会福祉協議会が具体的な事項に関する意見交換の場を設けるとともに、他の自治体や居住支援協議会とも交流し、知見の共有を行う場を設ける。

また、住宅確保要配慮者が円滑に民間市場で物件が確保できるよう、入居に関する事業者である仲介事業者、入居後の管理業務事業者へも働きかけ、登録団体等を通じた様々な支援の実態や提案の場としてシンポジウムを開催し、居住支援の輪を広げる。

豊島区福祉部局には、入居に係る困りごとをワンストップで相談できる窓口があり、相談体制の一元化が図られている。新たな登録団体と入居相談窓口との相互連携の機会を設ける。

■活動の目標

活動の目標	現 状	目 標
(新) 登録団体、区関係部署、社協、他の自治体・協議会との意見交換会の開催 * 日本女子大定行研究室連携	0 回	3 回
(新) シンポジウムの開催 * 日本女子大定行研究室連携	0 回	1 回

(3) 住宅確保要配慮者のニーズに応じる体制の整備

居住支援の対象を拡大するためには、様々な活動を行っている団体との連携と合わせて、住宅確保要配慮者にとって身近な地域での支援が求められている。

令和5年度は、住宅確保要配慮者のニーズに応じた支援ができるよう、団体へのアウトリーチを一層進めるとともに、区内で活動する居住支援法人や、居住支援に係る活動を行っている団体に働きかけ、登録団体への登録を促す。合わせて、住宅確保要配慮者等に対して、相談や支援を行い、関係行政機関との橋渡し役である民生委員児童委員への働きかけ、普及活動によって、豊島区居住支援協議会の支援力強化を進める。

住宅確保要配慮者への相談の機会を増やすため、区の相談窓口が休日である土日等に協議会と登録団体等と連携し、住宅確保要配慮者向けの相談会を実施する。

なお、平成28年度から始まった登録団体制度は、制度の発足から時間が経過したこともあり、居住支援活動の実態に応じられるよう団体登録の更新制度を検討する。

■活動の目標

活動の目標	現 状	目 標
(新) 民生委員児童委員への説明機会	0 回	1 回
新規登録団体数	4 団体	1 団体以上
登録団体等と連携した相談会の開催	1 回	1 回
登録団体を通じた入居者数	39 件*	増加

登録団体への活動費の助成	0件	4件
社会福祉協議会 CSW 相談会への参加	3回	4回

*区外居住者を含む

3. 継続する事業

(1) 普及啓発活動の推進

- ・ホームページ及び SNS での適宜情報提供
- ・適切な媒体での動画配信
(新) キーパーソンへのインタビュー動画の配信
- ・社会貢献見本市への出展
- ・区の広報誌「広報としま」を通じた情報発信
- ・「としま居住支援ガイドブック」を活用し、登録促進のための不動産事業者及び空き家等物件オーナーへの普及活動
- ・不動産団体の会合などの機会を活用した普及活動（追加：区入居相談窓口等の紹介）
- ・区が協定締結している居住支援法人によるサービスの普及

(2) 事務局体制

令和5年度も、引き続き、事務局構成団体各々の強みを活かしながら効率的に事業を展開できるようワーキングチームを配置し、事業を進める。ワーキングメンバーについては、固定せずに運営する。

表 令和5年度ワーキングチームの構成

ワーキングチーム	活動内容
登録促進ワーキング	セーフティネット専用住宅及び居住支援バンクへの物件登録を促進する取組みを担うワーキングチーム
登録団体・企画運営ワーキング	不動産団体、登録団体との連携・協働事業などの企画・運営及び次年度以降の活動費確保を検討するためのワーキングチーム

令和5年度 豊島区居住支援協議会 事務局予算枠組み(案)

	単価	時間	人	金額(円)	備考
1 人件費					
各種居住支援活動	2,500	98	7	1,715,000	(時間内訳) 資料作成・HP更新 17 相談対応・関係機関との調整 30 不動産店ヒアリング 3×4=12 オーナー・CSW等ヒアリング 3×4=12 地域対応 10 シンポジウム開催 5 シンポジウム準備 5 その他(見本市参加等) 1×7=7
事務局会議・意見交換会 各種調整等	2,500	74	7	1,295,000	(時間内訳) 事務局会議 2×12=24 会議準備 2×12=24 意見交換会開催 2×3=6 意見交換会準備 2×3=6 総会開催 2×2=4 総会準備 5×2=10
2 旅費					
登録団体訪問・不動産店 訪問等				60,000	5,000円×12か月
3 庁費					
シンポジウム等の企画・ 運営	一式			200,000	日本女子大学 定行研究 室委託
シンポジウム等謝金	一式			100,000	
バンクシステム保守費	一式			300,000	
見本市出展料・材料費	一式			10,000	出展料 3,000円
郵送料	一式			20,000	
通信費	一式			52,800	4,400円×12ヶ月
印刷費	一式			27,200	
消耗品	一式			20,000	
4 補助金					
登録団体居住支援活動 補助				200,000	50,000円×4件
合計				4,000,000	

[年間予定表]

取組み内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 高齢者の居住支援を進める仕組みづくり	← 高齢者の居住支援を進める仕組みづくり →											
	準備会 ●		検討会 ●								セミナー ●	
2 としま居住支援バンク及びセーフティネット専用住宅の登録促進	← バンクシステム検証 →											
	← システムの保守 →											
	← SN 住宅・バンクの普及・啓発・物件の掘り起こし →											
	← 協力店への訪問を通じた協議会活動の理解促進 →											
3 居住支援の包括的なネットワーク体制の構築			●									●
	登録団体との情報交流（適宜）											
	意見交換会（ケース会議）											
	シンポジウム											
4 住宅確保要配慮者のニーズに応じる体制の整備	← 町会・自治会、民生委員児童委員への説明の実施、 →											
	相談会の共催											
	CSW 相談会参加											
5 普及啓発活動の推進	← SNS での情報発信、ホームページ更新（随時）、広報の活用 →											
												見本市 出展 ●
会 議		総会 ●										臨時 総会 ●